

マイナ受付※ができる医療機関等では

限度額認定証等の提示が原則不要です！



※マイナ受付とは…マイナンバーカードの保険証利用に必要となる顔認証付きカードリーダーを設置してオンラインで保険資格を確認できる仕組みです。



限度額認定証等とは？

手術や入院などで医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担分が高額になる場合に、お支払いの額を所得に応じて決められた自己負担限度額までにとどめるために医療機関等に提示する認定証のことです。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をさします



何かわるの？どんなメリットがあるの？

これまで

医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に保険年金課・地域振興事務所で限度額適用認定証等の交付・更新手続きが必要でした。

これから

マイナ受付ができる医療機関等では

マイナンバーカード又は保険証を提示すると限度額適用認定証等がなくても限度額を超える支払いが免除されます。（事前の手続きが不要になります）



どこの医療機関が対応しているの？



対応医療機関等には「マイナ受付」のステッカーやポスターが掲示されています。

※対応医療機関は厚生労働省のホームページでも確認できます



ご利用にあたっての注意事項

- ◆マイナ受付を導入していない医療機関では利用できません
- ◆新たに郡上市国保に加入された方は医療機関で限度額の区分の確認ができるようになるまで最大で1か月程度かかります
- ◆市県民税非課税世帯の方で直近12ヶ月の入院日数が90日を超える場合、入院時における食事療養費等のさらなる減額を受けるためには別途申請が必要です（区分「オ」「低Ⅱ」の長期入院該当の方）
- ◆国民健康保険税に滞納がある場合は、医療機関で限度額の区分が確認できません
- ◆世帯主及び4月1日時点で18歳以上の国保加入者に所得が不明な方がいる場合は、医療機関で正確な限度額の区分が確認できません

お問い合わせは



郡上市役所 保険年金課 ☎67-1822 まで